

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

- 平成二十三年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験を行う件 一
- 平成二十三年度福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験を行う件 三
- 平成二十三年度福島県警察官採用候補者試験を行う件 五

福島県人事委員会

公告第一号

職員の採用試験に関する規則(昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号)第十三条前段の規定により平成二十三年度において実施しない採用試験及び区分試験は、次のとおりです。

平成二十三年五月十日

福島県人事委員会

- 一 実施しない採用試験
 - 1 福島県職員(資格免許職)採用候補者試験
 - 2 福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験
 - 3 福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験
- 二 実施しない区分試験

| | |
|--------------|-------------------------|
| 採用試験の名称 | 福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験 |
| 実施しない区分試験の名称 | 農業土木 林業 畜産学 水産 |

福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験

心理判定員
農業土木
林業

福島県警察官採用候補者試験

- 警察官A(男性・情報処理)
- 警察官A(男性・英語)
- 警察官A(男性・北京語)
- 警察官A(男性・柔道)
- 警察官A(男性・剣道)
- 警察官A(女性・情報処理)
- 警察官A(女性・英語)
- 警察官A(女性・北京語)
- 警察官B(男性・柔道)
- 警察官B(男性・剣道)

(採用給与課)

公告第二号

平成二十三年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。
平成二十三年五月十日

福島県人事委員会

一 区分試験及び受験資格

| 区分試験 | 受 験 資 格 |
|---|---|
| 行政事務 警察事務 農 業 土 木 建 築 化 学 農芸化学 機 械 | <p>農芸化学以外の区分試験 昭和五十七年四月二日から平成二年四月一日までに生まれた者(学歴は問いません。)又は平成二年四月二日以後に生まれた者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除きます。)を卒業したものの若しくは平成二十四年三月末日までに卒業見込みのもの若しくはこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとします。</p> <p>農芸化学 昭和五十七年四月二日から平成二年四月一日までに生まれた者で次の各号のいずれかに該当するもの又は平成二年四月二日以後に生まれた者で第一号又は第二号に該当するものとします。</p> <p>一 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第九条第一項第一号に規定する食品衛生監視員の養成施設(大学(短期大学を除きます。))におけるものに限る。)において同号に規定する課程を修めて、当該大学を卒業した者若しくは平成二十四年</p> |

三月末日までに卒業見込みの者

二 大学（短期大学を除きます。）において農芸化学、畜産学若しくは水産学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十四年三月末日までに卒業見込みの者

三 第一号又は第二号に該当する者と同等の資格があると人事委員会が認める者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

一 日本の国籍を有しない者

二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 二 試験の方法及び内容
- 大学卒業程度の内容で、次により行います。
- 1 第一次試験
- (一) 教養試験（多枝選択式） 出題分野及び出題予定数は、別表一のとおりとします。
- (二) 専門試験（多枝選択式） 出題分野及び出題予定数は、別表二のとおりとします。
- (三) 論文試験
- 2 第二次試験
- (一) 口述試験
- (二) 適性検査
- 三 試験期日、試験地及び合格者発表

| 区 分 | 試 験 期 日 | 試 験 地 | 合 格 者 発 表 |
|-------|---------------------|-------|---|
| 第一次試験 | 平成二十三年六月二十 六日（日） | 福 島 市 | 平成二十三年七月十五日 （金）に福島県庁前掲示場並 びに郡山、白河、会津若松、 南会津、南相馬及びいわきの 各福島県合同庁舎前掲示場並 |

| | | | |
|-------|-----------------------|-------|---|
| 第二次試験 | 平成二十三年八月下旬 の指定する一日 | 福 島 市 | びに福島県東京事務所、福島 県大阪事務所、福島県北海道 事務所及び福島県名古屋事務 所に合格者の受験番号を掲示 するほか、合格者に通知しま す。 |
|-------|-----------------------|-------|---|

四

1 受験申込みの手続

受験申込書は、福島県人事委員会事務局（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二一―七五九〇）、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間

平成二十三年五月十日（火）から同月二十七日（金）までです（郵便による申込みは、同日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。）。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十三年五月十日（火）から同月二十四日（火）までです。

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯（平成二十三年五月二十四日（火）にあつては、午

五 給与
後五時十五分まで）となります。

1 初任給
この試験に合格し、採用されると、職種、職務内容等に応じ、一七五、一〇〇円から一七九、九〇〇円までの初任給が支給されます。

2 その他の給与
職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで
合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に得点順に登載された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先
この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表一
教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

社会科学（10）、人文科学（9）、自然科学（7）、文章理解（9）、判断推理（9）及び数的推理・資料解釈（6）

別表二
専門試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

| 区分試験 | 出 題 分 野 |
|--------------|--|
| 行政事務 警察事務 | 政治学（2）、行政学（2）、憲法（4）、行政法（5）、民法（4）、刑法（2）、労働法（2）、経済学（11）、財政学（3）、社会政策（3）及び国際関係（2） |
| 農 業 | 栽培学 ^ほ 汎論（5）、作物学（5）、園芸学（5）、育種遺伝学（5）、植物病理学（4）、昆虫学（4）、土壤肥料学（4）、植物生理学（4）、畜産一般（2）及び農業経済一般（2） |
| 土 木 | 数学・物理（10）、応用力学（6）、水理学（6）、土質工学（4）、測量（2）、都市計画（2）、土木計画（6）及び材料・施工（4） |
| 建 築 | 数学・物理（10）、構造力学（5）、材料学（2）、環境原論（4）、建築史（2）、建築構造（4）、建築計画（5）、都市計画（3）、建築設備（2）及び建築施工（3） |

| | |
|------|---|
| 化 学 | 数学・物理（7）、物理化学（9）、分析化学（3）、無機化学・無機工業化学（6）、有機化学・有機工業化学（9）及び化学工学（6） |
| 農芸化学 | 物理化学（5）、分析化学（2）、無機化学（3）、有機化学（5）、生物化学（7）、土壌学・植物栄養学・肥料学（6）、食品化学・食品貯蔵加工学（6）及び応用微生物学（6） |
| 機 械 | 数学・物理（10）、材料力学（4）、流体力学（4）、熱力学（4）、電気工学（2）、機械力学・制御（4）、機械設計（6）、機械材料（3）及び機械工作（3） |

公告第三号

平成二十三年度福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験を次のとおり行います。

平成二十三年五月十日

福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

| 区分試験 | 採用予定人員 | 受 験 資 格 |
|------|--------|---|
| 行政事務 | 若干名 | 昭和二十七年四月二日以後に生まれた者で、民間企業における職務経験を五年（一年未満の就業期間及び一月を超える休職、休業その他の職務に従事していない期間を除きます。）以上有するもの又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとします。 ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分 |

の日から二年を経過しない者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

大学卒業程度の内容で、次により行います。

1 第一次試験

(一) 教養試験(多枝選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおりとします。

(二) 論文試験

2 第二次試験

(一) 口述試験

(二) 適性検査

三 試験期日、試験地及び合格者発表

| 区分 | 試験期日 | 試験地 | 合格者発表 |
|-------|-------------------|-----|--|
| 第一次試験 | 平成二十三年六月二十六日(日) | 福島市 | 平成二十三年七月二十九日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所、福島県古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。 |
| 第二次試験 | 平成二十三年八月中旬の指定する一日 | 福島市 | 平成二十三年九月三十日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所、福島県古屋事務所に合格者の受験番号を掲示 |

するほか、合格者に通知します。

四 受験申込みの手続

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間
平成二十三年五月十日(火)から同月二十七日(金)までです(郵便による申込みは、同日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます)。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十三年五月十日(火)から同月二十四日(火)までです。

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成二十三年五月二十四日(火)にあつては、午後五時十五分まで)となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一七五、一〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、任用候補者名簿に得点順に登録された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせください。

別表

教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数

社会科学(14)、人文科学(5)、文章理解(9)、判断推理(7)及び数的推理・資料解釈(5)

(採用給与課)

公告第四号

平成二十三年度福島県警察官採用候補者試験を次のとおり行います。
平成二十三年五月十日

福島県人事委員会

第一 警察官A採用候補者試験

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

| 区分試験 | 採用予定人員 | 受 験 資 格 |
|------------------------------------|-----------------|---|
| 警察官A (男性・一般) 警察官A (女性・一般) | 七十二名程度 十二名程度 | 昭和五十三年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除きます。)を卒業したもの若しくは平成二十四年三月末日までに卒業見込みのもの又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとします。 ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

(一) 教養試験(多岐選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表一のとおりとします。

(二) 論文試験

2 第二次試験

- (一) 口述試験
- (二) 適性検査
- (三) 体力検査
- (四) 身体検査(測定方式)
- (五) 身体検査(持参方式)

三 試験期日、試験地及び合格者発表

| 区 分 | 試 験 期 日 | 試 験 地 | 合 格 者 発 表 |
|--------------|-------------------|-------|---|
| 第一次試験 (日) | 平成二十三年七月十日 | 福島市 | 平成二十三年七月二十九日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。 |
| 第二次試験 | 平成二十三年八月下旬の指定する二日 | 福島市 | 平成二十三年九月三十日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。 |

四 受験申込みの手續

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内))電話(〇二四)五二一―七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福

福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警務部警務課、福島県内の各警察署（双葉警察署を除く。）、各交番及び各駐在所（久之浜駐在所、豊間駐在所、江名駐在所、小高駐在所、鹿島駐在所、広野駐在所、楢葉駐在所、夜の森駐在所、川内駐在所、大熊駐在所、双葉駐在所、請戸駐在所、大堀駐在所、室原駐在所、津島駐在所、葛尾駐在所、磯部駐在所及び尾浜駐在所を除く。）において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間

平成二十三年五月十日（火）から同年六月十日（金）までです（郵便による申込みは、同年六月十日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。）。ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十三年五月十日（火）から同年六月七日（火）までです。

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯（平成二十三年六月七日（火）にあつては、午後五時十五分まで）となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、二〇〇、六〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に得点順に登録された上、福島県警察本部長に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局又は福島県警察本部警務部警務課（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二二―二一五 一内線二六二三、二六二六）に問い合わせてください。

別表一

教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

社会科学（9）、人文科学（9）、自然科学（7）、文章理解（9）、判断推理

(9) 及び数的推理・資料解釈 (7)

第二 警察官B採用候補者試験

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

| 区分試験 | 採用予定人員 | 受験資格 |
|------------------------------------|-----------------|--|
| 警察官B (男性・一般) 警察官B (女性・一般) | 七十四名程度 十二名程度 | 昭和五十三年四月二日から平成六年四月一日までに生まれた者で、学校教育法（昭和二十二年法律第一一六号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業したもの若しくは平成二十四年三月末日までに卒業見込みのもの又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものを除きます。 ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

(一) 教養試験（多枝選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表二のとおりとします。

(二) 作文試験

2 第二次試験

(一) 口述試験

(二) 適性検査

(三) 体力検査

(四) 身体検査（測定方式）

三 試験期日、試験地及び合格者発表

| 区 分 | 試 験 期 日 | 試 験 地 | 合 格 者 発 表 |
|-------|-----------------------------|----------------------|---|
| 第一次試験 | 平成二十三年九月十八日(日) | 福島市 会津若松市 いわき市 | 平成二十三年十月七日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所における合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。 |
| 第二次試験 | 平成二十三年十月下旬から十一月月上旬までの指定する二日 | 福島市 | 平成二十三年十二月九日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所における合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。 |

四 受験申込みの手續

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内))電話(〇二四)五二一七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警務部警務課、福島県内の各警察署(双葉警察署を除く。)、各交番及び各駐在所(久之浜駐在所、豊間駐在所、江名駐在所、小高駐在所、鹿島駐在所、広野駐在所、檜葉駐在所、夜の森駐在所、川内駐在所、大熊駐在所、双葉駐在所、請戸駐在所、大堀駐在所、室原駐在所、津島駐在所、葛尾駐在所、磯部駐在所及び尾浜駐在所を除く。)において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間
平成二十三年七月十五日(金)から同年八月十九日(金)までです(郵便による申込みは、同年八月十九日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。)

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十三年七月十五日(金)から同年八月十六日(火)までです。

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日まで(平成二十三年七月十八日(月)を除きます。)の午前八時三十分から午後五時十五分までです。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成二十三年八月十六日(火)にあつては、午後五時十五分まで)となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一六〇、八〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

第一の五の2に同じです。

合格から採用まで及び問い合わせ先

第一の六及び七に同じです。

別表二

教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数)

社会科学(7)、人文科学(11)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(9)及び数的推理・資料解釈(7)

(採用給与課)